

軽自動車税減免対象者の範囲

兵庫県条例第90条第1項第1号関係

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保険福祉手帳をお持ちで、等級が次の表に当てはまる方

区分				障害の程度	
				障害者本人が所有し、かつ自ら運転する場合	左記以外の場合
視覚障害	身体障害者	級		1～4	
	戦傷病者	項症		特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級		2～4	
	戦傷病者	項症		特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級		3、5	
	戦傷病者	項症		特別～4	
音声機能障害	身体障害者	級		3（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	戦傷病者	項症		特別～2（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢不自由	身体障害者	級		1～6	1～3
	戦傷病者	項症		特別～6	特別～5
		款症		1～3	
下肢不自由	身体障害者	級		1～6	
	戦傷病者	項症		特別～6	
		款症		1～3	
体幹不自由	身体障害者	級		1～3、5	
	戦傷病者	項症		特別～6	
		款症		1～3	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	級	1～6	1～3
	移動機能			1～6	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害	身体障害者	級		1、3、4	
	戦傷病者	項症		特別～5	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級		1～3	
療育手帳の交付を受けている方	知的障害者				重度（A）、中度（B1）
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者	級			1級